

平成25年7月3日

自由民主党大阪府議会議員団
幹事長 花谷充愉様
政調会長 宗清皇一様

大阪府知事
松井一郎

南海トラフ巨大地震対策に関する質問状について（回答）

平成25年6月26日付けの標記については、別紙のとおり回答
致します。

1. 被害想定について

①津波や液状化については、府発表資料の方が国発表資料に比べ、より範囲が広く、深刻な被害が発生する予測となっている。しかし報道などでは、国の発表が取り上げられやすく、府民は国の発表を信じ、自分のところは大丈夫と思いきむ恐れがある。
府の説明がより実態に近いのであれば、そのことをきちんと府民に伝えることが重要と考えるが、府民への周知はどのように行うのか。

- 津波防災地域づくりに関する法律により、都道府県は津波浸水想定を設定し、災害対策基本法では、市町村は防災マップの作成等、住民への周知に努めることとされている。
- 住民への周知にあたっては、「自分のところは大丈夫」と思い込んで被害を受けないように、実際の津波や浸水は想定以上になる可能性があり、地震が発生して津波の恐れがあるときは高いところに逃げるという意識を、住民に持って頂くことが極めて重要である。
- そのため、津波浸水想定等は、大阪の地域特性を反映した結果であることから、その公表にあたっては、本府が検討する際に設定した前提条件を記載するなど、市町村のハザードマップ作成や住民の意識向上に資するよう、情報をきちんと伝えていく。

②今後国が取りまとめる防災施設等の整備方針や国庫補助制度等は、国の発表資料に基づいて決められると考えられる。府の発表資料がより実態に近いのであれば、国の予測を上回る備えを早急に進める必要がある。今後の対策を進めるに当たり、国に対しどのように要望してゆくのか。

- 国においては、中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策（最終報告）の中で、大阪湾を含む三大湾における対策水準等に関し検討の必要があるとされているとともに、7月1日に国土交通大臣をトップとする「南海トラフ巨大地震・首都直下型地震対策本部」を設置し、地震発生時の緊急対策や地震に備えての戦略的に実施すべき施策などを取りまとめ、施策推進を図ることとしている。
- 先日発表した府の津波浸水想定等では、新たに液状化の可能性や防潮堤が沈下した場合の浸水被害が想定されるため、今後、府の南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会において、最新の知見を踏まえた専門家により、液状化による防潮堤等への影響と目標とする対策水準等についての検証を急ぎ進めていく。
- 併せて、国に対しては、大阪市や兵庫県などとも連携し、大阪湾で想定される津波は太平洋沿岸部に比べて低く、これまでの高潮対策で整備してきた防潮堤の高さとほぼ同程度であることや、こうした大阪湾固有の重要性や特徴を踏まえた対策が必要であることなどを十分説明し、必要な対策を実施していけるよう、しっかりと働きかけていく。

2. 防災対策の進め方について

①新しい知見を踏まえた対策を進めるに当たり、府内の施設やライフライン等に対する事前防災対策が重要になる。具体的にどのように進めるのか。

- 事前防災対策については、被害の軽減目標を設定し、その目標を達成するために必要な施策を整理した戦略を策定する必要がある。
- 国においては、内閣官房長官を座長とする「防災対策実行会議」を設置し、今後、1年をメドに地震対策大綱の取りまとめを予定している。
同時に、「国家百年の大計」の国づくりとして、「防災」の範囲を超えて、国土強靱化の議論を進めており、7月末をメドに、今後の対応方針を取りまとめ、今秋以降、「国土強靱化政策大綱（仮称）」を策定することとしている。
- 現在、本府では、学識経験者の参画を得て設置した大阪府防災会議の部会において、府域の詳細な被害想定を明らかにするための検討を進めており、人的・建物被害については夏頃、ライフライン等施設被害については秋頃を目途に、被害想定を明らかにしたいと考えている。
その上で、国の動向と整合を図りながら、津波防災対策等の事前防災対策について、具体的な検討を進めていく。

②膨大な施設やインフラ対策は優先順位をつけ、順次進める必要があるが、密集市街地整備一つとっても庁内連携が図られていない。
全体の進捗管理を担う司令塔が必要と考えるが、庁内の連携、調整をどこが担い、どのように行うのか。

- 知事を本部長とする「大阪府防災・危機管理対策推進本部」を設置し、知事のリーダーシップの下、防災・危機管理対策を総合的かつ計画的に推進することとしており、去る4月24日には、当本部を開催し、「大阪府地震防災アクションプラン」の見直しに向けたキックオフを行った。
- 今後、「大阪府防災・危機管理対策推進本部」において、国の動向と整合を図りながら、全庁をあげて取り組んでいく。

3. 被害想定と咲洲庁舎の関係について

①庁舎移転の議論の際、府は咲洲地区の地盤は液状化しないと説明していたが、今回の府の資料を見る限り、咲洲地区は液状化する区域とされ、従来の説明と全く異なる結果となっている。どういう理由で変わったのか。

- 咲洲地区の地盤については、庁舎移転の議論を行った当時の知見において、海溝型地震の内、大阪府で地震規模が最大と考えられていた東南海・南海地震のマグニチュード8.6の地震規模から生じる液状化の可能性を検討したところ、「ほとんどなし」から「程度は小さい」という結果であった。
- その後、東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしたことから、国においてマグニチュード9.0の地震規模となる南海トラフ巨大地震の検討が行われた。
- 今回、本府としても検討を実施した結果、咲洲地区を含む府域の広い範囲において、液状化の可能性が大きくなった。
- これは、マグニチュードを0.4大きく設定したことに伴い、地震のエネルギーが4倍となり、地震の加速度も大きくなったことなどが原因と考えられる。

②職員参集の際のアクセスとなる咲洲トンネルや橋梁、業務継続に必要な電気や上下水道等のライフラインについても、新たな知見に基づく検証が早急に必要と考えるが、いつまでに検証するのか。

- 咲洲庁舎については、今後、国から示される知見に基づく長周期地震動対策の検討とあわせ、今回の津波・液状化の想定に基づき、ライフラインの被害想定なども踏まえながら、アクセス、ライフライン等の検証も行う。

③今回想定された災害が発生した場合、津波や液状化により、これまでの説明以上に庁舎は孤立し、職員参集も困難になる可能性が高い。一方、府庁は日常業務を抱え、いかなることがあっても業務の停止は許されない。府としてBCP（事業継続計画）の早急な見直しが必要だが、いつまでに改訂するのか。

- 府庁の業務継続計画・BCPは、大規模災害発生時に災害対応を行いつつ、通常業務を速やかに回復させるために、どのように対応していくかを示すべきものである。
- 現行BCPにおいては、災害応急体制の立上げ等の業務や各部局が非常時にも継続すべき優先業務、これらを実施するために必要な職員数等、発災直後の初動対応が一定可能となるよう定めている。
- 現行BCPは、策定当時に想定される被害が最大であった上町断層帯地震を前提にしていることから、今後、南海トラフ巨大地震を新たに前提に加え、改定していくことが必要である。そのため、南海トラフ巨大地震に関する府域の詳細な被害想定を明らかにした上で、地域防災計画を今年度末目途に修正し、災害時の具体的な実施事項を定める災害等応急対策実施要領の見直しと並行して、可能なものからBCPの見直し作業に着手する。

④ライフライン復旧にあたっては、各事業者と日頃の連携が重要となる。現在どのような準備をし、各事業者と協定等しているのか。また、災害発生直後の業務継続に必要な準備、備蓄等はどのように行っているのか。

- 府庁舎については、発災時における電気設備等の点検や応急対策工事が迅速に行えるよう、関係業界団体と災害復旧支援に関する協定を締結している。
- 府職員用の食料備蓄については、本庁・出先の職員、教職員を対象として、1人当たり2食分の食料と水を、今年度から5か年で備蓄していくこととしている。
- さらに、咲洲庁舎については、災害発生時に津波や強振動により、電気の供給が途絶えても庁舎機能が維持できるよう、非常用発電機を4階レベルに新設し、4.5日間の稼働時間（館内の1/3程度）を確保するなどの措置を講じている。

⑤今回の被害想定で、深刻な液状化被害や、速やかなライフライン復旧が望みにくいことから、咲洲庁舎を庁舎として使い続けることは困難なことが明らかとなった。咲洲庁舎の取り扱いについてどのように考えているのか。また、今後の方針についてどのように検討し、いつ判断するのか。

- 今回の被害想定による咲洲庁舎への影響、例えば、直接・間接的被害の有無、復旧に要する時間、代替策等については、今後、ライフラインの被害想定を踏まえ、ライフライン事業者へのヒアリングなどを行いつつ、具体的に検証する。
- なお、咲洲庁舎の取り扱いについては、液状化問題のみをもって判断することは妥当ではないため、今後、国から示される知見に基づき検討する長周期地震動の影響や対策とあわせて判断する。

⑥国の中央防災会議等から示される、南海トラフ巨大地震の長周期地震動にかかる知見の公表が遅れている。府は国の知見を踏まえ、咲洲庁舎への対応と必要な追加対策等の検討を進めるとしているが、ただ国の動きを待つのではなく、速やかな公表を国に求めるべきであるが、具体的なはたらきかけは行っているのか。

また、長周期地震動に関する国の知見を待つまでもなく、咲洲庁舎の使用は困難と考えるが、どのように考えるか。

- 内閣府では、現在、理学・工学等の研究者で構成する「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、長周期地震動の計算手法に関する学術的な検討が行われているが、検討結果のとりまとめ時期などは、はっきりと示されていない。
- 研究途上の分野において新たな科学的知見を確立させる取り組みであり、検討に時間がかかっているが、府としては、その進捗状況等について情報収集に努めるとともに、国の新たな知見が示され次第、検討作業に着手できるよう準備を進めている。
- 咲洲庁舎の取り扱いについては、今回の想定だけで判断することは妥当ではないため、今後、国から示される知見に基づき検討する長周期地震動の影響や対策とあわせて判断する。

4. 松井知事の防災に対する姿勢について

・報道によると、5月25日、旭区内の淀川左岸河川敷で開催された「平成25年度淀川水防・大阪府地域防災総合演習」を松井知事、橋下市長は共に欠席されたとのことである。

訓練当日、知事の公務は無く、東京で開かれた日本維新の会の会合に出席されたと聞いている。大規模災害発生の際、最高指揮官となる知事が、他に公務が無かったにもかかわらず、市長とともに欠席し、政治的行事を優先したことは言語道断である。

また、松井知事は、府の地域防災計画を修正するため、昨年3月27日に開催された「大阪府防災会議」を、冒頭のあいさつを述べただけで退席している。さらに、同日開催された、知事が本部長を務める「大阪府石油コンビナート等防災本部会議」には出席していない。

府民の生命、財産を災害から守ることは、知事に課せられた最重要課題である。にもかかわらず、災害対策にかかる業務を軽視しているとしか思えないこのような振る舞いについて、知事の見解を伺いたい。

- 「府民の命を守る」ことは、行政として取り組むべき最優先課題であり、東日本大震災や台風・集中豪雨などによる甚大な自然災害を教訓として、防災・減災の取組みを進めているところ。
- 訓練等への出席については、府の「災害対策本部長」など知事の具体的役割の有無について判断した上で、対応してきたところであり、災害対策に係る業務を軽視したわけではない。